



ニューヨーク補習授業校だより

絆・きずな

令和2(2020)年
2月1日発行
第37号
文責(校長)片山 隆

夢のふくらむ学校

温故知新 ~ 補習校で学ぶということ

1 在外教育施設の歴史

○ 在外教育施設の設置

(1) 日本人学校

昭和31年1月 バンコク日本人学校設置。(現在 89 校)

(2) 補習授業校

昭和33年9月 ワシントン補習授業校開校。(現在 205 校、うち派遣教員がいる補習校 32 校)

※ 昭和37年 マンハッタンの日本クラブ内「日本語教室」として開設



昭和49年度(1974年)卒業式

2 ニューヨーク補習授業校創立のいきさつ

1982年発行の「ニューヨーク補習授業校開校20周年記念誌」をひもといてみますと、補習校の創立について以下のような記述がみられます。

「1962年(昭和35年)それまでは、日本語の学習は、全て母親の役目であった。内地の学力に遅れまいと、家庭でやる者、グループを作り、母親が交替で教えたり(原文ママ)、また、親の手には負えないと全く学習をしていなかった子ども達・・・」のために、「ただただ日本語を忘れさせないようにとの願いから」補習校(日本語教室)を立ち上げたことと記されています。

「その日本語教室は、日本クラブの1室その広くもない部屋に初等部30名、中等部6名がグループになってたった一人の原美智先生と、日本クラブの職員も手伝って、ともかくも授業が始められた。」

3 補習校とは?

今から約60年前、日本の対米貿易赤字が黒字となり始め、日本企業がアメリカをはじめ世界に進出するに伴い、企業駐在員の帯同子弟の数も急増していました。ニューヨークに駐在する社員の子弟教育では、帰国後の日本の学校への適応の必要性から、日本語の維持への要求が高まり、上記にあるとおり、在ニューヨーク企業の集まりである日本クラブの一部門として、「日本語教室」が設けられました。家庭を預かるお母さん方の熱い思いが、補習校を誕生させました。

以来、補習校は保護者の皆様のご支援があったからこそ歴史を刻んでいくことができました。教科学習だけでなく、運動会をはじめ様々な学校行事は、全て保護者の皆様のご協力のもとに行われてまいりました。子ども達は、教科の学習だけではなく、保護者会の皆様のお力によって各種行事を体験することにより、直接的に日本の文化や日本の学校文化に触れることができます。図書委員はじめ各種委員会、クラス委員及び廊下当番など日常の様々な役割分担のおかげで、学校運営が円滑に行われております。

保護者会というと、日本の学校のPTAを思い浮かべる方も多いかと思いますが、補習校の保護者会は性格が異なります。設立当時の趣旨にもあるとおり、保護者が作ったのが補習校なのです。

4 保護者会について

入学の際にお渡ししている「ニューヨーク補習授業校規定」の中「補習授業校入退学規定」(入学)第1条には「入学に際し、保護者は本会設立の趣旨に則り、各地区校保護者会への加入を義務とし、保護者会運営に積極的に参加しなければならないものとする。」と書かれています。

保護者の皆様におかれましては、貴重な土曜日とは存じますが、お子さんの学習活動や体験活動の充実のために、是非ともご理解と協力をお願いいたします。



W校運動会開会式の様子

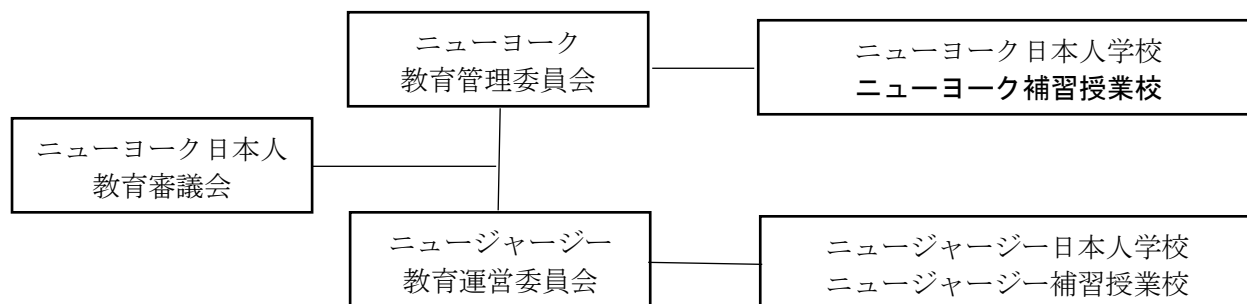
5 在外教育施設の私立学校的な性格

在外教育施設については、日本国の主権の及ばない外国に設置されるものであることから、現地在留邦人の自助努力を基礎として設置、運営されるもので以下のような私立学校的な性格を有している。

- (1) 在外教育施設の管理運営責任は、学校としての組織体に対して言う物的管理、児童生徒の転入学、教育課程及び安全確保などを含むすべ点も管理運営について、学校運営委員会が負う。
- (2) 日本国憲法第26条に定める義務教育無償の適用はなく、学校運営委員会が自主的に決めるものである。
- (3) 在外教育施設の運営費は、
 - ①授業料や入学金など・・・保護者
 - ②学校運営費、人件費等・・・本校では「ニューヨーク日本人教育審議会」（企業からの寄付金等）
 - ③国からの援助・・・・・・・・・・文部科学省（教員の派遣）、外務省（教科書、人件費、校舎借用費等補助）、財団法人海外子女教育振興財団（教材費等整備）

<参考>

ニューヨーク補習授業校の位置づけ



※「ニューヨーク日本人教育審議会」（以下J E I）とは、日本クラブが設立した日本語学校を発展的に継承している任意団体です。名誉会長に在ニューヨーク日本国総領事館山野内勘二総領事様、会長に堀江順様（丸紅米国会社）はじめ、副会長4名、理事34名、事務局長1名、事務職員4名（非常勤含む）からなる組織です。



LI校6年生による読み聞かせ

6 在外教育施設の公立学校的性格

日本の主権の及ばない外国においても、日本人の子どもたちに対して、日本国民にふさわしい教育を行うとともに、国際性などを養うために、国内の義務教育と同等の教育を受けられるよう政策上配慮することが憲法第26条（義務教育無償、教育の機会均等）の精神にそふものである、という認識をよりどころとして国民の税金を原資とした支援を受けられる。

【注意喚起】新型コロナウイルス関連情報について

報道にもありますとおり、中国で現在新型コロナウイルスが発生しており、日本国内や米国においても感染者が認められるなど、感染が拡大している状況です。補習校といたしましても皆様の安心・安全の確保に努めてまいります。

つきましては、関係のホームページについて御案内いたしますので、必要な情報を適宜ご確認いただくとともに、不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう、お願いいたします。

<関連ホームページ>

○新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/

○国立感染症ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

